

報 第 1 6 号

専決処分報告について

（自動車事故による和解及び損害賠償額の決定について）

自動車事故による和解及び損害賠償額の決定について、別紙のとおり専決処分したので、報告する。

令和7年（2025年）5月21日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

専 第 1 5 号

自動車事故による和解及び損害賠償額の決定について

本市所有の自動車の事故に関し、下記のとおり和解し、損害賠償額を定めるものとする。

以上地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和7年（2025年）4月14日

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

相手方の住所及び氏名	和解条件	損害賠償額
（記載削除）	柏崎市の過失割合を5割、相手方の過失割合を5割とし、柏崎市は、相手方の自動車の損害額（219,065円）のうち、50パーセント相当額（109,533円）を損害賠償額として相手方に支払うものとする。	円 109,533